

令和8年3月27日

「犯罪情勢」及び「刑法犯に関する統計資料」の一部の図表削除について

1 統計資料中削除する図表等

次に掲げる統計資料中の図表及び図表中の数字を用いた説明文を削除します。

- (1) 平成29年から令和6年までの刑法犯に関する統計資料
図表：2-1-6-2
- (2) 平成28年の犯罪情勢
図表：1-2-1-6-3
- (3) 平成24年及び平成25年の犯罪情勢
図表 2-13-(2)-3
- (4) 平成23年の犯罪情勢
図表 4-12-(2)-3
- (5) 平成22年の犯罪情勢
図表 3-12-(2)-3
- (6) 平成19年から平成21年までの犯罪情勢
図表 4-10-(2)-3
- (7) 平成16年から平成18年までの犯罪情勢
図表 4-11-(2)-3

2 削除する理由

各図表中の小学生、中学生及び高校生の100万人当たり（平成16年から平成25年までの図表は、小学生及び中学生の10万人当たり）の認知件数を算出する際の分子となる犯罪統計の「小学生」は、小学校の児童、義務教育学校の前期課程の児童、特別支援学校（平成18年以前は「盲学校」、「聾学校」及び「養護学校」。以下同じ。）の小学部の児童及び就学していない学齢児童の、「中学生」は、中学校の生徒、義務教育学校の後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程の生徒、特別支援学校の中等部の生徒及び就学していない学齢生徒の、「高校生」は、高等学校の生徒、中等教育学校の後期課程の生徒、特別支援学校の高等部の生徒、通信制高等学校の生徒及び高等専門学校の1年生から3年生までの学生の合算です。

一方、分母となる「小学生」には、義務教育学校の前期課程の児童、特別支援学校の小学部の児童及び就学していない学齢児童を、「中学生」には、義務教育学校の後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程の生徒、特別支援学校の中等部の生徒及び就学していない学齢生徒を、「高校生」には、中等教育学校の後期課程の生徒、特別支援学校の高等部の生徒、通信制高等学校の生徒及び高等専門学校の1年生から3年生までの学生を含ん

でないことが判明しました。

これを受け、このたび検討した結果、学校基本調査では、分子に対応する分母の数を正確に得られないことなどから図表を削除するものです。

3 資料の修正方法

既に公開されている各資料の図表については差し換えず、本案内をもって図表の削除に換えさせていただきます。